

(4) 酒類販売業者数及び酒類販売免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数				計	左のうち1年以上引き続き休止している販売場数		
		卸売に限るもの	無条件のもの						
			卸売割合が50%以上のもの	その他					
	人	場	場	場	場	内	場		
販売方法に条件が付されていないもの及び 卸売に限る旨の条件が付されているもの	全酒類	150	40	131	140	311	5	7	
	ビール	4	3	4	10	17	1	2	
	洋酒	170	2	3	2,072	2,077	60	79	
	輸入酒類	4	6	3	2	11	1	1	
	自製酒類	清酒、みりん	-	2	-	1	3	-	-
		合成清酒、しょうちゅう	2	12	3	-	15	-	-
		ビール	-	16	-	-	16	-	-
	洋酒	1	1	1	-	2	-	-	
	計	3	31	4	1	36	-	-	
	その他の酒類	5	3	-	2	5	-	-	
合計	336	85	145	2,227	2,457	67	89		
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの	小売業者の共同購入機関	6	8	1	-	9	-	-	
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-	
	製造者の共同販売機関	1	1	-	1	2	-	-	
	一般のもの	8,237	-	-	-	7,175	154	242	
	特殊のもの	47	-	-	-	183	2	3	
期限付	-	-	-	-	-	-	-		
計	8,284	-	-	-	7,358	156	245		
その他の酒類	一般のもの	6	-	-	-	10	-	-	
	特殊のもの	493	-	-	-	721	2	8	
	期限付	26	-	-	-	31	-	-	
	みりんだけのもの	50	-	-	-	309	4	7	
薬用酒だけのもの	1,118	-	-	-	1,177	-	-		
計	1,693	-	-	-	2,248	6	15		
合計	9,977	-	-	-	9,606	162	260		
媒介業	1	-	-	-	2	1	1		
代理業	-	-	-	-	-	-	-		

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(注) 「左のうち1年以上引き続き休止している販売場数」欄の内書は、引き続き2年以上休止している販売場数を示す。